

商工労働ニュース

事業主の皆様へ

従業員の方々に
商工労働ニュースの
回覧をお願いします!

Vol.27
2012
冬

特集

平成24年度雇用優良事業所・
技能奨励者表彰



10月27日と28日に東町公園で筑後SAKEフェスタ2012が開催され、酒の飲みくらべや日本酒にちなんだイベントが行われ、大いに盛り上りました。



CONTENTS

セーフティネット保証について	5
中小企業金融円滑化法が終了します	6
経済産業大臣賞を受賞	6
急成長する医療・介護食品市場	7
展示・商談会報告	7

女性が活躍する職場づくりを目指して	8
男女共同参画社会の実現に向けて	8
「えせ同和行為」を追放しましょう	9
国と市が新規高卒者の求人拡大を要請	12
合同会社説明会参加企業を募集します	12

特集 平成24年度 久留米市雇用優良事業所・技能奨励者表彰

この度、平成24年度久留米市雇用優良事業所と技能奨励者が決定し、11月22日(木)市民会館にて表彰式を行いました。

雇用優良事業所表彰制度は、地域の雇用促進・安定に資することを目的とし、高齢者・障害者雇用、仕事と家庭の両立支援、女性労働者の活躍推進を積極的に取り組む事業所を表彰するもので、今年度は6社を表彰しました。

また、技能奨励者表彰制度は、地域における技能向上及び技能尊重の機運を醸成し、技能者の社会的・経済的地位の向上と地域産業の発展に資することを目的とし、優れた技能を有する方に称号を贈るもので、今年度は技能功労士9名、技能優秀士5名、青年技能優秀士2名の計16名を表彰しました。

以下に表彰した方々を紹介します。



受賞者の皆さん

新生ビルメンテナンス株式会社

高年齢者雇用優良事業所

取組内容

- 高年齢者雇用率H24…46%、H23…37%
- モチベーションと技術向上のため、年1回、清掃の競技大会を開催。

高年齢者の技術や経験は貴重なものという考え方から、本人の健康状態が良く、業務に支障がない限り、働き続けることができるというのが会社の方針です。

社長の杉昭男さんは「今の60代70代は元気ですよ。仕事ぶりもまじめだし、こんな人達を活用しないのはもったいないです」と語ります。また、従業員たちの高いモチベーションを維持するため、年1回、清掃の競技大会を開催しています。

「働きやすい会社、働き甲斐のある職場づくり。これが会社としての取り組みです。歳をとっても働く職場を、私は勝手に誇りにしています」と杉社長は話しました。



清掃競技大会の風景

ニッカ化成株式会社

障害者雇用優良事業所

取組内容

- 障害者雇用率H24…3.85%、H23…4.05%
- 障害者を積極的に雇用し、かつ、その定着状況が良好。

平成15年10月、ハローワーク久留米の紹介により、初めて障害者の職場実習を受け入れた時は不安だったと言います。

しかし、福岡県障害者雇用支援センターのジョブコーチからサポートを受けながら、実習を進めていくうちに障害者への理解が広がりました。「急に何でもできるというわけではありませんが、学習を重ねれば仕事はできるものです。私たちは実習によりそれを学びました」と社長の中島政光さんは語ります。同社は実習生の可能性を信じ、正式採用しました。

その後も職場実習を経て2人目が入社しました。「知らずに力を判断するのは良くない。判断するためには、まず知ること」と中島社長は話しました。



梱包の仕事に従事し、充実した日々を送っています。

津福工業株式会社

仕事と家庭の両立支援モデル事業所

取組内容

- 従業員の子育てを積極的に支援。
これまで育児休業取得者が3人、うち2人が復職、1人が現在育児休業中。
- 育児と就業の両立のため勤務時間の短縮制度を実施。

同社では、女性従業員の「出産のため会社を辞めたい」という申し出がきっかけで、大切な従業員がいなくなることは会社の不利益と考え仕事が続けられる環境を整備しました。その結果、彼女は育児休業後に復職し、1年間の時間短縮勤務を経てフルタイム勤務に戻りました。

ある従業員は「同僚が産休などで抜けると、他の人がフォローしなければならないので大変です。でも、自分がそうなったときも周囲が助けてくれると思えるから、他の人の仕事でもやる気になります」と話しました。

「みんなで一緒に頑張って、みんなで充実した日々、豊かな日々を送りたい」これが社長の津福一宏さんの願いです。



「やる気のある人には、男女に関わりなく応える」が会社の方針です。

クロボー製菓株式会社

女性労働者活躍推進事業所

取組内容

- 管理職：男性3人・女性2人、女性管理職割合40%
- 育児休業の取得や、休業からの復職がしやすい職場環境を整備。



総務課長として活躍中の高山和子さんは、育児休業後復職して、力をふるっています。

「人物を評価する際の大きなポイントは『気付きの感覚』です。この評価基準をクリアした多くが女性であったということです。また、女性は消費者の立場で考えて仕事をするので、品質管理や従業員管理が上手です。今後も女性が働きやすい環境にして、管理職の登用も進めていくつもりです」と社長の岡田義広さんは話しました。

岡田社長の言葉通り、女性管理職は従業員に指示を出したり、女性従業員のメンター（相談・指導役）として、活躍しています。

株式会社寺松商店

女性労働者活躍推進事業所

取組内容

- 管理職：男性3人・女性2人、女性管理職割合40%
- 女性が働きやすい環境を作るため、女性管理職が仕事のフォローや相談に対応。



女性執行役員を含む従業員の皆さん。確かに元気な女性たちがいます。

「会社を支えるのは女性の緻密さ」と社長の寺松哲雄さんは言います。現在、会社の重要ポストにいるのは、2人の女性です。

「長年、事務職の女性たちと仕事をしているうちに女性の持つ緻密さや、柔らかく、しかし、厳しいことでも言える豪胆さに気付いたのです。管理する能力に男女差はないですね」と寺松社長。同社では自然に女性が大切な仕事を任され、会社を引っ張っていく存在となっていました。今では執行役員である2人の女性が、本社やグループ会社の取引、財務で重要な役割を担っています。

ベストアメニティ株式会社

女性労働者活躍推進事業所

取組内容

- 管理職：男性9人・女性6人、女性管理職割合40%
- 部署や立場ごとにさまざまな研修が用意され、管理職への道が開かれている。



「男女が完全に平等なので、力があれば性別に関係なく管理職の道は開けます」と笑顔で語るのは、ゼネラルマネージャーの内田幸子さん。

同社は、全従業員の力を引き出すよう、立場や部署に合わせて様々な研修が用意されています。研修を受ける機会は平等に与えられ、受講した研修者の中には、パート従業員から正社員、そしてさらには役員に登用という例もあります。

主任以上の女性従業員が集合。全員、元気のよさとしっかりした考え方が自慢です。

技能奨励者

技能功労士

卓越した技能を有し、他の技能士の模範と認められる人



石橋 信次 (61)
【住所】中央町 【勤務先】萬栄堂製菓
【職種】菓子製造 【経験年数】41年



伊藤 征夫 (70)
【住所】善導寺町 【勤務先】(株)伊藤塗装店
【職種】塗装工 【経験年数】52年



近藤 真記雄 (60)
【住所】上津町 【勤務先】(有)寿楽園
【職種】造園工 【経験年数】41年



下川 史洞 (70)
【住所】合川町 【勤務先】花の店シド
【職種】フラワー装飾技能士 【経験年数】43年



高木 和文 (72)
【住所】大善寺町 【勤務先】(有)タカキオート
【職種】自動車整備士 【経験年数】54年



立石 光男 (64)
【住所】八女郡 【勤務先】(株)ライタクト
【職種】防水施工 【経験年数】48年



中村 弘士 (68)
【住所】中央町 【勤務先】中村忠畠店
【職種】臺工 【経験年数】46年



渕上 恵美子 (59)
【住所】藤光町 【勤務先】(株)ムーンスター
【職種】ゴム製品製造工 【経験年数】43年



丸山 秀幸 (65)
【住所】東町 【勤務先】ヘアーサロン マルヤマ
【職種】理容師 【経験年数】45年



秋山 久敏 (45)
【住所】高良内町 【勤務先】秋山塗装店
【職種】塗装工 【経験年数】30年



黒崎 政照 (54)
【住所】諏訪野町 【勤務先】黒崎堂
【職種】菓子製造 【経験年数】32年



北出 国幸 (57)
【住所】西町 【勤務先】三原機工(株)
【職種】スチール家具技能士 【経験年数】26年



中島 一夫 (64)
【住所】東町 【勤務先】中島宝飾店
【職種】貴金属装身具製作技能士 【経験年数】49年



山本 邦博 (43)
【住所】荒木町 【勤務先】(株)山本兄弟自動車商会
【職種】自動車整備士 【経験年数】21年



津川 幸一郎 (37)
【住所】大石町 【勤務先】津川貴金属工房
【職種】貴金属装身具製作技能士 【経験年数】19年



檜橋 康男 (39)
【住所】南郷町 【勤務先】檜橋梅月堂
【職種】菓子製造 【経験年数】21年

青年技能優秀士

若くして優れた技能を有し、技術向上、職種発展に努め、将来を嘱望される人

セーフティネット保証について

セーフティネット保証5号（業況が悪化している業種が対象）

セーフティネット保証(5号)の指定業種や事業者に係る認定要件の変更に伴い、認定申請書の様式及び必要な書類が変わりました。

ご不明な点等ございましたら、商工政策課までご連絡下さい。

○認定基準

指定業種(※1)に属する事業を行う中小企業者で、以下の(イ)～(ハ)のいずれかの基準を満たすこと。

(イ)最近3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者(※2)

(ロ)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(ハ)円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者

※1 平成24年11月以降の指定業種は686業種です。指定業種は中小企業庁ホームページで確認が出来ます。

※2 認定基準(イ)で認定申請をされる場合、下記の表のとおり、「業種と指定業種の関係」ごとに認定要件が異なります。

	事業と指定業種の関係	認定要件	確認する売上高等
単一事業者 (※3)	1つの指定業種に属する事業のみ行っている	企業全体の最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること	企業全体
	兼業者で、行っている事業が全て指定業種に該当する	主たる業種及び企業全体の最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること	主たる業種及び企業全体
	兼業者で、主たる事業(※5)が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する	以下の一要件を全て満たすこと ・指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で減少していること ・企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額の割合が5%以上であること ・企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること	指定業種及び企業全体
兼業者 (※4)	兼業者で、1以上の指定業種(主たる事業かどうかを問わない)に属する事業を行っている		

※3 単一事業者とは、日本標準産業分類の1つの細分類業種に属する事業のみを行っていることを確認できる中小企業者

※4 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者

※5 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業

○認定申請に必要な書類

- ・認定申請書
- ・事業と指定業種の関係が確認できる書類(取り扱い製品・サービス等を確認できる資料、許認可証など)
- ・事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3か月各月の売上高及び前年同期の売上高が分かる書類(試算表や売上台帳など)

セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等）でひ災した事業者が対象）

本年7月に発生した九州地方の豪雨による災害の影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、発動されたセーフティネット保証(4号)の指定期間は、平成25年1月11日までとなっています。

ご不明な点等ございましたら、商工政策課までご連絡下さい。

セーフティネット保証の認定申請窓口 久留米市商工政策課または各総合支所産業振興課

問い合わせ先 久留米市商工政策課 TEL0942-30-9133 FAX0942-30-9707

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了します

大幅に悪化した中小企業者の業況及び資金繰りの支援策として制定された「中小企業金融円滑化法」が、来年3月末で終了します。

金融機関へ返済条件の変更を検討している、または、当面の資金繰りや経営の先行きに不安を感じている事業者の方は、早めに金融機関や商工会議所、各商工会などにご相談ください。

○中小企業金融円滑化法とは

中小企業から借入金の返済猶予などを要請された場合、金融機関に対して貸し出し条件の変更に応じるよう努力義務を課した法律。リーマン・ショックなどによる資金繰り悪化を受け、平成21年12月に施行。

問い合わせ先 久留米市商工政策課 TEL0942-30-9133 FAX 0942-30-9707

経済産業大臣賞を受賞～久留米市ものづくり補助金採択企業～

ちゅうぞうなかご
鋳造中子（※1）の製造を営む有限会社ワインズテックが、二層式砂中子による高速・高圧ダイカスト技術を開発した功績により、「第28回素形材産業技術表彰」で、最高賞となる経済産業大臣賞を受賞しました。

これまで、ダイカスト鋳造法（※2）は、鋳造後の中子の除去など、技術的課題により普及しませんでした。しかしながら、二層式砂中子の開発により大型製品などのダイカスト鋳造法が実施可能となり、従来の鋳造法と比べると、生産性の向上が図られ、また30%の軽量化と20%のコスト削減を達成することができました。

「製品開発に取り組むにはリスクもありましたが、自社でしか生産できない製品を開発したいという強い思いと、共同開発の企業をはじめ多くの人の支えがあって、開発することができました」と語るのは同社社長の案納さん。発案から開発までには10年の期間を要したとのことです。また、昨年度、同社は経営革新計画の承認を受けて実施する中小製造業者の新規事業等を対象に、その事業費の一部を助成する「久留米市ものづくり振興事業費補助金」を活用して、二層式中子の品質の安定化、量産化にも取り組まれています。

「今回の受賞は大変励みになります。これからもハイレベルな技術革新に取り組み、品質の向上に努めています」。今回の開発を機に新たな需要が見込まれるなど、今後ますますの活躍が期待されます。

※1：中子…中に空洞がある鋳物（いもの）を造る時に空洞にあたる部分として、鋳型（いがた）の中にはめ込む砂型のこと。
※2：ダイカスト…精密な金型に溶湯を圧入して、高精度で鋳肌（いはだ）の優れた鋳物を大量に生産する鋳造方式。

紹介した企業 有限会社ワインズテック 久留米市梅満町1650-9 TEL 0942-46-3020

問い合わせ先 久留米市商工政策課 TEL0942-30-9133 FAX 0942-30-9707

工場見学会を開催しました

久留米広域定住自立圏（久留米市他3市2町）主催の工場見学会が11月9日（金）、日本タンクスチーン株式会社基山工場（佐賀県三養基郡）と株式会社三松（筑紫野市）において開催されました。

この見学会は、先進的な取り組みを行う地場製造企業を訪問し、意見交換や情報収集、企業間のネットワークを拡大することを目的に毎年実施しており、今回は19社から27名が参加しました。

当日は、両社の事業方針や事業概要について説明を受け、工場内を見学。意見交換会では、職場環境の維持・改善に関する取り組みや、加工技術に関して活発な質問や意見が交わされました。

問い合わせ先 久留米市商工政策課 TEL0942-30-9133 FAX 0942-30-9707



ワインズテックの皆さん



急成長する医療・介護食品市場に参入しませんか

超高齢社会に対応した食品加工技術などを紹介する「久留米テクノブリッジ 超高齢社会と食」を開催します。

高齢者の食の問題として「フードデザート：食の砂漠（※）」に関する基調講演のほか、食の加工・保存に関する特許技術の紹介等を行います。展示ブースでは、随時商談することができます。

高齢者を対象とした食品市場は急激に成長しています。この分野に久留米で取り組んでみませんか？たくさんの方の参加をお待ちしております。

※「フードデザート（food deserts：食の砂漠）」地元食料品店・日用品店が撤退し、生鮮食料品の入手が困難な地域のことです。

高齢化が進むなか、買い物難民は社会問題となり、NHK等のメディアでも取り上げられ、反響を呼んでいます。

◆日時 平成25年2月22日（金）

12:00～ 展示・商談ブースオープン
(17:30まで)
13:00～14:35 基調講演
14:35～15:00 展示ブース見学
15:00～17:00 特許技術の紹介

◆場所 久留米ビジネスプラザ

◆定員 100名（参加無料）

◆主催 特許庁・九州経済産業局・福岡県・久留米市等

基調講演講師

広島修道大学
人間環境学部 准教授



佐々木 緑 氏
フードデザート（食の砂漠）問題を研究。

申し込み・問い合わせ先 久留米ビジネスプラザ 久留米市宮ノ陣4丁目29-11

TEL0942-31-3104 FAX0942-31-3107 E-mail : office@kurumebp.jp

展示・商談会報告

アジア諸国のバイオ産業に取り組む地域のネットワーク構築と商談会を目的にアジア・バイオ・ビジネス・パートナーリング（以下、ABBP）を10月9日、10日に開催しました。

国内をはじめ、韓国、中国、タイ、オーストラリアから212名が参加しました。

◆展示会◆

国内外35社（団体）が展示を行いました。酒蔵7社も展示を行い、来場者に対し日本酒を振る舞いました。



展示会



◆商談会◆

6社のバイヤーが参加し、ABBPに参加した企業と商談を行いました。



商談会

このほか、参加した企業間による技術導入の検討等、活発なビジネス交流が行われました。

次回は来年7月にタイ・バンコクで開催されます。

問い合わせ先 久留米市新産業創出支援課 TEL0942-30-9136 FAX0942-30-9707

工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、わが国の工業の実態を明らかにするために、12月31日現在で工業統計調査を実施します。12月中旬から県知事が任命した調査員がお伺いします。

皆様からご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成以外の目的には使用しませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 久留米市総務課（統計）TEL0942-30-9053

女性が活躍する職場づくりを目指して

久留米市では9月から、中小企業における女性労働者と人材育成をテーマに、女性労働者活躍推進事業の取り組みをスタートしました。

①女性社員活躍セミナー（9月3日）

労働力の減少や顧客ニーズの多様化への処方箋として、『女性社員の活躍推進』についてのセミナーを開催し、市内企業の総務・人事労務担当者など、29名が参加しました。

中小企業だからこそ、女性や多様性のある社員の活躍が不可欠であることが、様々なデータと共に示され、女性社員を戦力化していくためのポイントを分かりやすく説明しました。



自己紹介ワークをする参加者

②女性幹部養成講座（10月12日）

市内事業所で働く女性を対象に、「変化の時代の“しなやかキャリア論”」と題し、女性幹部養成講座を実施しました。朝から夕方までの終日の講座に21名が参加しました。午前中はキャリアの振り返りを行い、午後からは、変化の時代に対応したリーダーシップやアサーティブ（発展的・協調的自己主張）、論理的な話し方などについて、実践を通して学びました。

女性が活躍するためには、ロールモデル（手本）やメンター（良き先輩）の存在が重要です。市は、本講座を契機に、組織の枠を超えた受講生のネットワークづくりを支援していきたいと考えています。



講師 高見 真智子氏

男女共同参画社会の実現に向けて

久留米市は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる『男女共同参画社会』の実現を目指しています。

以下のような取り組みをすすめることは、女性従業員の労働意欲を高め、能力発揮を促すきっかけとなります。また、女性の活躍が周囲の従業員にも良い刺激を与え、結果的に生産性の向上や競争力の強化をもたらすことにもつながります。

各事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

●方針決定の場への女性の参画促進

あらゆる分野における方針決定の過程で、男女平等の視点に立ち、女性登用の推進に積極的に取り組みましょう。

●雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

性別に捉われず、能力や成果に基づく評価を徹底しましょう。また、セクシュアルハラスメント防止対策の徹底、妊娠中や出産後の女性従業員が引き続き能力を発揮できる機会の確保、働く女性の母性健康管理や母性保護の重要性についての理解、育児等離職者の再就職に対する門戸の開放など、様々な取り組みがあります。

なお、男女雇用機会均等法や労働基準法では、母性保護規定として産前産後休業及び育児時間の確保などが定められています。

●自営業における男女共同参画

自営業においては、女性の多くが家族従業員という立場にあるため、家事・育児等の負担が女性に偏るといった実態があります。仕事と家庭、地域活動の両立を図りながら充実した生活を築くために、家庭や経営における女性の役割を評価し、男性と対等な構成員として社会に参画するための取り組みを促進しましょう。

●男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援の充実

育児・介護休業制度を取り入れ、実際に休暇を取りやすい環境づくりに努めましょう。また、男性も女性も家庭生活や地域活動に積極的に参画することができるよう、時間外労働の削減等を推進しましょう。

公平な採用選考のすすめ

問題事例 新規大卒用の応募用紙に、家族の職業、購読雑誌、帰省先の記入欄を設定

<考え方>

この事業所では、新規大学卒業予定者の採用のために、雇用主が独自に作成した応募用紙（社用紙）に、「家族の職業」「購読雑誌」等の項目を記入させ、面接時に質問していました。これは適性・能力に関係ないことからで、就職差別につながるおそれがあります。また、応募用紙には「帰省先」の記入項目もありましたが、本人の「出身地」を意味することが多く不適切です。本人不在時の連絡先を把握したいのであれば、「不在時連絡先」などとすることが適当です。

大卒者の採用では、統一的な応募様式は定められていませんが、雇用主が独自の応募書類（社用紙）を使用する場合は、国が示している就職差別につながるおそれのある事項を除いたものを、また、所定の応募書類がない場合は、JIS規格の様式例に基づいた履歴書を使用するようにしましょう。

「えせ同和行為」を追放しましょう

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った認識を悪用し、企業や行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為で、同和問題の解決に向けた活動とは、全く関係のない不法な行為です。

えせ同和行為で最も多いのは、機関紙・図書など物品購入の強要です。もし、図書などの購入を強要された場合は、購入意思がないことをはっきり伝えましょう。それでも購入を迫られる場合は、「法務局や市に相談して対応する」と答えるようにしましょう。また、（同和問題に関する）図書が勝手に送られてきた場合は、開封せずに「受取拒否」と記入して、配達業者に持ち帰ってもらうことが大切です。もし誤って開封した場合でも、厳重に梱包して着払いにて送り返しましょう。なお、購入してもクーリング・オフが適用されますので、8日以内に申し込みを撤回してください。

◆えせ同和行為対応の心構え◆

- 不當な要求には、毅然とした態度で拒否すること。
- 組織全体で対応すること。
- 同和問題に対する理解を深めること。
- 要求内容を明確にすること。
- 専門家に相談すること。

◆対応者の心構え◆

- 面談する場所は、会社が管理している場所（自社応接室等）で行なう。
- 初期の対応は、複数の担当者で行うこと。
- 対応は短時間で済ませること。
- 氏名や要求内容等を記録すること。
- 相手方の要求に即答、約束しないこと。
- こちら側から相手方に連絡をしないこと。

また、法務省の「えせ同和行為対応の手引き（<http://www.moj.go.jp/content/000001602.pdf>）」に対応事例などが掲載されてありますのでご利用ください。

※詳しくは、久留米市人権・同和対策課（TEL 0942-30-9045）または法務局、警察、弁護士会へ

セクシュアルハラスメントの防止のために

セクシュアルハラスメントは起きてしまえば、被害者に大きな傷を与えるばかりか、会社にとっても対応に多大なコストや時間がかかり、傷ついた信用や企業イメージの回復は容易ではありません。日頃から対策を立て、防止することが重要です。

○実態の把握

アンケート調査などで実態を把握しましょう。「うちの会社に限って」と否定しても、社員間に不快感や不満などがくすぶっていることがあります。アンケート結果を社内に公表することで、社内全体に理解や認識を高める教育的効果を期待できます。

○会社の方針の明確化と社内教育の徹底

「セクシュアルハラスメントは許さない」という会社の方針を明確に示し、社内報や就業規則に記載し、社員に徹底しましょう。また、研修を行い、セクシュアルハラスメントの原因となっている固定的な男女の役割意識を見直しましょう。

○相談窓口の設置

セクシュアルハラスメントの未然防止や早期解決のために、被害者や周囲の人人が気軽に相談できる窓口を設置しましょう。相談担当者は女性を含めて複数を配置し、カウンセリングなどの研修を受けさせることが必要です。

相談・苦情を受けた時は、被害者や関係者のプライバシーに十分配慮し、迅速な対応ができるような体制を整えておきましょう。



藤光産業団地が始動！

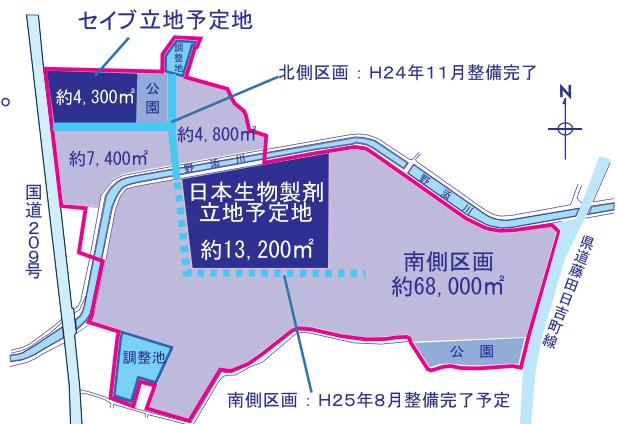
藤光産業団地は、国道209号線の野伏間交差点から南へ約1kmの位置にあり、市街地に近く、かつ周辺環境に恵まれた場所で整備が進んでいます。

11月には一部が完成し、株式会社日本生物製剤（工場：野中町、本社：東京）、株式会社セイブ（荒木町）と久留米市との間で立地協定を締結しました。

事業拡張や工場移転などをあ考えの際は、企業誘致推進課（TEL0942-30-9135）までご相談ください。

〔藤光産業団地の概要〕

- 所在地 久留米市藤光町、荒木町荒木
- 分譲総面積 約85,000m²
- 区画（予定）
 - 北側…3区画（約4,300m²～約7,400m²）
 - 南側…6～7区画（約5,000m²～13,700m²）
- 対象施設 工場、倉庫、事務所等



パート社員などの積極的な人材登用を！

即戦力として活用

国の調査である平成21年経済センサスによると、市内の常用労働者は約11万5千人。そのうち、正社員以外で働いている人の割合は33.9%と、3分の1を超えていいます。働き方が多様化する中で、労働時間の短いパート社員や雇用期間に定めのある契約社員の能力を伸ばし、モチベーション・やる気を引き出し、業績を向上させている事業主も少なくありません。

パートタイム労働法にも規定されているとおり、パート社員や契約社員を対象に次のような取り組みを行い、正社員への転換を推進するための制度を導入し、人材育成を強化し、人材の戦力化を図りましょう。

取り組みの例

- ★ 正社員を募集する場合、募集内容を周知する。
- ★ 正社員のポストを社内公募する場合、応募する機会を与える。
- ★ 正社員に転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

正社員への転換に奨励金

パート社員や契約社員から正社員への転換制度を、労働協約または就業規則に規定し、実際に制度を適用した場合、労働保険の適用事業主であれば、国から奨励金（均衡待遇・正社員化推進奨励金）が支給されます。

障害者雇用の拡大に向けて

市は、10月3日に障害者雇用促進セミナーを開催し、市内企業の代表者や人事担当者など18社21名が参加しました。

セミナーでは、就労移行支援事業所が実施する障害者の就労訓練を紹介。次に、知的障害者を雇用している積和建設株式会社と身体・精神障害者を雇用している株式会社ツクイが、実習から雇用までの経緯や就労状況、家族や職員の対応などを実例に基づいて発表しました。

参加者からは、「職業訓練の内容や事業所の場所、実際に一緒に働いている人の声、どのような業務を行なっているのかが分かり、参考になった」「障害者が働きやすい職場こそ、誰もが働きやすい職場ということが分かった」といった意見が出していました。



障害者就業・生活支援センターぼるては、障害者の就業相談や生活相談、職場への定着支援などをサポートします。
気軽にご相談ください。

問い合わせ先

障害者就業・生活支援センター ぼるて
TEL0942-65-8367 FAX0942-65-8378
E-mail : porte@mx41.tiki.ne.jp

国・県等からのお知らせ

高年齢者雇用安定法の改正について

このたび、高年齢者雇用安定法の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正は、定年年齢を65歳未満としている事業主の場合において、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

詳しくは、厚生労働省のホームページやハローワークへお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 ハローワーク久留米 専門援助第2部門 雇用指導官 TEL 0942-90-0013(部門直通)

福岡県の最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金!
使用者も、労働者も。

福岡県最低賃金 1時間 701円

効力発生日
平成24年10月13日

特定最低賃金	改定額	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 835円	平成24年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 793円	
輸送用機械器具製造業	1時間 816円	
百貨店、総合スーパー	1時間 764円	
自動車(新車)小売業	1時間 807円	

なお、各種商品小売業については、以下のとおり変更ありません。

各種商品小売業	1時間 710円	平成14年12月10日
---------	----------	-------------

問い合わせ先 福岡労働局労働基準部賃金課 TEL 092-411-4578 久留米労働基準監督署 TEL 0942-33-7251

県70歳現役応援センター 従業員向けセミナー

「第2の人生設計応援セミナー」を出前します。 無料です

県では、年齢にかかわりなく、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍することができる「70歳現役社会づくり」に取り組んでいます。この一環として、以下の2コースの従業員向けセミナーを出前形式で実施しております。たくさんの企業の皆様のご利用をお待ちしております。

プラッシュアップ50

- 【受講対象】 概ね50歳前後の従業員
【カリキュラム】
●中高年を取り巻く環境と生涯生活設計の必要性
●雇用される能力と職業能力開発
●セカンドキャリアビジョンの必要性
●マネープラン・健康管理

基本コース(2時間)

プラッシュアップ60

- 【受講対象】 60歳前後の従業員
【カリキュラム】
●生涯生活設計とセカンドキャリア準備
●地域デビュー=「社会参加」に向けて
●定年後のマネープラン(年金制度等)
●健康管理

応募資格 県内に事業所を有する企業

受付期間 平成25年2月28日まで(随時受付)

開催場所 貴社の研修室等ご指定ください。出張いたします。

開催期間 平成25年3月29日まで

申し込み・問い合わせ先 福岡県70歳現役応援センター TEL 092-432-2512 FAX 092-432-2513
ホームページ <http://70-f.net/>

パートタイム労働法に関するご相談を受け付けています

パートタイム労働法では次のような内容が決められています。ご不明な点などありましたら、気軽にご連絡ください。

◎労働条件に関する文書の交付等(第6条)

平成20年4月より、昇給、賞与、退職手当の有無を文書で明示することが必要です。

◎賃金の決定方法(第9条)

通常の労働者との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務内容等を考慮して、賃金を決定することが必要です。

問題解決の支援を、コンサルタントが無料にて行っています。

◎通常の労働者への転換(第12条)

パートタイム労働者が正社員に転換する措置を講ずる事が義務付けられています。

その他、パートタイム労働者を就労させるに当たり生じる様々な問題についてわかりやすくご説明いたします。

問い合わせ先 福岡労働局雇用均等室 TEL 092-411-4894

まちなかで30万球の灯りによる光のおもてなし

第8回くるめ光の祭典「ほとめきファンタジー」がスタート!!

多くの企業や団体、市民の皆様のご協賛により、くるめ光の祭典「ほとめきファンタジー」が11月17日（土）から始まりました。

来年1月6日まで、西鉄久留米駅東口広場、久留米六角堂広場、明治通り（六角堂広場前）がイルミネーションによる光に包まれます。



明治通りの風景



六角堂広場の風景

また、中心商店街でもイルミネーションによる光の演出が行われ、中心市街地に光のプロムナードをつくっています。

この機会にまちなかで、冬の風物詩であるイルミネーションをお楽しみください。

問い合わせ先

くるめ光の祭典実行委員会事務局[株ハイマート久留米内]
TEL0942-37-7111 FAX0942-37-7955

国と市が新規高卒者の求人拡大を要請

11月5日、福岡労働局の酒光局長、ハローワーク久留米の高田所長、市商工観光労働部の佐藤部長が、市内の主要な企業を訪問し、新規高卒者の求人拡大を要請しました。訪問先では、「技術の継承や組織の活性化は重要なこと。可能な限り対応したい」など、厳しい経営状況の中で理解を示す企業もありました。

次代を担う若者の安定就労は、今後の地域経済の活性化に不可欠です。9月末現在の県内新規高校卒業予定者の就職内定率は29.6%と、前年同時期に比べて2.4ポイント低下しており、厳しい状況が続いているが、市内の企業・事業所におかれましては、若者の求人拡大にご理解とご協力をお願いします。



要請書を手渡す酒光福岡労働局長 (正面右)

合同会社説明会参加企業を募集します 平成25年1月9日(水)ハイネスホテル久留米

平成24年9月現在の久留米地域の有効求人倍率は0.65倍で、19年7月以来6か月連続で1倍を割り込むなど、厳しい雇用情勢が続いている。市では、合同会社説明会を1月に予定しています。

各事業所におかれましては、新規学卒者を始めとする求人について、積極的なご協力を願いいたします。合同会社説明会への参加を希望される事業所は、下記事務局までご連絡ください。なお、対象は、大学3年生・4年生を始め求職活動中の方です。

- 日 時 平成25年1月9日(水) 12時30分～15時30分
- 会 場 ハイネスホテル久留米
- 対 象 大学3・4年生、卒業後概ね3年以内など求職中の方
- 主 催 市、市雇用問題協議会、久留米雇用対策協会



今年の合同会社説明会の様子

問い合わせ先 市合同会社説明会事務局(株式会社キャリア・リード内) TEL0942-35-3340 FAX0942-35-3395

商工労働ニュース2012
冬号 12月17日発行

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15-3

FAX0942-30-9707(両課共通)

TEL0942-30-9046

久留米市労政課

E-mail:rousei@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市商工政策課

TEL0942-30-9133

E-mail:syoko@city.kurume.fukuoka.jp